

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

令和元年度医薬品価格調査について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省医政局長より本会宛てに協力依頼がありました。

本調査は、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価（薬価基準）」の改正の基礎資料等を得ることを目的として実施されるものであります。

本会といたしましては、従前どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

調査対象施設に対しては、厚生労働省の委託業者（下記参照。以下同じ）より直接調査票が送付されることとなりますが、本調査は強制するものではありませんので、各医療機関のご判断でご協力いただければ結構でございます。

なお、調査対象となった各会員から都道府県医師会等に照会がありましたら、これらの調査結果は、中医協における次回診療報酬改定の検討の際、医療現場の実態を把握するための重要なデータとなります点にご理解いただき、ご対応いただけましたら幸いです。

調査内容等につきましては、購入サイドからは、病院約 420 客体（抽出率 1/20）、診療所（歯科診療所を除く。）約 510 客体（抽出率 1/200）、保険薬局約 1000 客体（抽出率 1/60）が調査客体として抽出され、令和元年 9 月取引分の医薬品を対象に実施されるものであります。

客体医療機関に対しましては、厚生労働省の委託業者を通じて、添付資料 2～5 の調査票等が送付され、回答に当たりましては「医療機関用調査票・第Ⅰ」及び「医療機関用調査票・第Ⅱ」を提出いただくこととなります。なお、回答に際しては CD-R での回答が原則とされておりますが、パソコン等の電子計算機器により医薬品の管理等をなされていない医療機関におかれましては、紙面（調査票・第Ⅱ）での回答も可能とされております。

また、オンラインでの報告も可能となっております。

調査票等は令和元年10月31日（金）までに厚生労働省の委託業者に提出いただくことになっておりますが、本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、厚生労働省の委託業者に問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

記

「令和年度医薬品価格調査」に関する厚生労働省の委託業者について

株式会社インテージリサーチ 〒203-8686 東京都東久留米市本町1-4-1 厚生労働省医薬品価格調査事務局 花田、吉良 TEL : 042-610-2827 (平日 9:30~17:30、12:00~13:00 を除く) Mail : iyaku-kakaku@intage.com

※添付資料3「医療機関調査票・第I」の「調査票提出先欄」は空欄になって
いますが、実際に医療機関に送付されるものには上記連絡先が記載されます。

(添付資料)

1. 令和元年度医薬品価格調査の実施について
(令和元年.8.30 医政発 0830 第5号 厚生労働省医政局長)
2. 医薬品価格調査の調査実施にあたって (医療機関・保険薬局用)
3. 医薬品価格調査
(医療機関用調査票・第I)
(医療機関用調査票・第II)
4. 回答用 CD-R
5. 卸売販売業者リスト

医政発 0830 第 5 号

令和元年 8 月 30 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



令和元年度医薬品価格調査の実施について

日頃から医薬品行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。
標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御
協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

令和元年度医薬品価格調査実施要領

1 調査の目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料等を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

令和元年9月取引分の薬価基準に記載されている全ての医薬品。

3 調査項目

医薬品の包装単位、価格、数量等

4 提出期限

(1) 販売サイド(卸売販売業者) : 令和元年10月24日 (令和元年9月中旬までに調査票等を配布予定)

(2) 購入サイド(病院、診療所、保険薬局) : 令和元年10月31日 (令和元年9月下旬までに調査票等を配布予定)

5 調査客体

(1) 販売サイド

保険医療機関(病院又は診療所)及び保険薬局に直接医薬品を販売する卸売販売業者の全数を客体とする。

調査客体数 約6,400客体

(2) 購入サイド

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により20分の1の抽出率で抽出された病院を客体とする。

調査客体数 約420客体

イ 診療所(歯科診療所を除く。)の全数から、層化無作為抽出法により200分の1の抽出率で抽出された診療所を客体とする。

調査客体数 約510客体

ウ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された保険薬局を客体とする。

調査客体数 約1,000客体

6 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。

ア 厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票等を配布する。

イ 調査客体が調査票等に必要事項を記入する。

ウ 厚生労働省の委託業者が調査客体から調査票等を回収する。

エ 厚生労働省が調査票等を集計する。